

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730083

研究課題名(和文) 民事責任と保険の相互関係

研究課題名(英文) The Relationship between liability and insurance

研究代表者

榊 素寛 (SAKAKI, Motohiro)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：80313055

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：不法行為責任や取締役の責任が問題となる文脈においては、損害発生を抑止、損害の填補、保険のそれぞれについて、相互に関連する複数の法的問題が提起される。本研究は、民事責任を基礎づける不法行為法・会社法等の民事諸法の観点と、被害者救済の実効性を担保する保険法の観点の双方から、これらの問題に対する考察を行ったものである。

本研究においては、巨大リスクに関する問題と、損害賠償と各種の保険給付の調整の問題に焦点を当て、民事責任と保険の関係を考察した。

研究成果の概要(英文)：Several mutually related legal issues arise regarding deterrence, compensation, and insurance when liabilities matter. This project researched these issues from the perspectives of both civil law and insurance law.

This research analyzed the relationship between liability and insurance, with a focus on the issue of catastrophic risks and the issue of coordinating compensation from collateral sources.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事責任 保険 巨大リスク 被害者救済 テロ

1. 研究開始当初の背景

2001年に米国で発生した同時多発テロは米国や保険業界に巨額の損害をもたらしたが、法的にも、不法行為法の理論面や潜在的な巨額の民事責任に関する問題、巨大不法行為における被害者救済、事前・事後のリスク・損失負担の枠組みのあり方、保険におけるテロというリスクの性質の研究等の諸点において、様々な問題提起を行った。

このように、同時多発テロという事象が、将来のテロ発生を抑止、被害者の救済、保険のそれぞれについて相互に関連する問題を提起したことで、不法行為法と保険法の双方の観点からテロという問題を考察することの必要性が改めて示された。同様の問題は、取締役の責任、環境汚染など、私法分野に多く存在する。たとえば、会社役員の民事責任を担保するD&O保険は、会社法の立場からその適法性に関して一定の考察がなされてきた。しかし、D&O保険が会社法のルールに与える影響や保険の存在による取締役のインセンティブの変化等の研究を保険法サイドが十分に供給してきたとは言い難い。このようなテーマについても、テロ同様、会社法・金融商品取引法等の民事責任の観点と保険の観点の双方に基づく考察が、議論を深化させるものであると考える。

2. 研究の目的

不法行為法・会社法等の民事諸法における民事責任の問題について、民事責任と保険の双方の観点から研究を行い、民事責任を基礎づけるルールと被害者救済の実効性確保のための責任保険の関係、損害保険と責任保険等の保険給付相互間関係、保険制度を前提とした民事責任のあり方等に関する解釈論と立法論の探求等を行う。具体的な目的としては、以下の三点が挙げられる。

第一に、既に研究の蓄積のある不法行為法・会社法等の民事諸法における民事責任や被害者救済の問題について、民事責任と保険の双方の観点から研究を行う。

第二に、同時多発テロや、他の巨大リスクが提起した私法上の法的問題の全体像を把握し、これに関する議論の研究を行う。

第三に、新種のリスク(主として巨大リスク)の実現により、第一及び第二に掲げた問題が、具体的にどのような形で発生しうるのかを検討する。これを受けて、解釈論・立法論の次元での提言を行う。

3. 研究の方法

(1)研究開始当時予定していた研究方法は、米国同時多発テロが提起した問題のリサーチに加え、テロに関する事前のリスク負担や事後の損失負担のあり方、民事責任や保険の関係等の研究、を踏まえ、テロ以外の複数の問題において、民事責任に関するルール、保険に関するルール、損害賠償や各種の給付の調整のあり方、保険商品の内容、保険

商品の購買行動等の観点からの比較法的考察、を踏まえた、一般的な理論枠組みの構築、の三点を中心としていた。

(2)研究開始後に、メキシコ湾原油流出事故、東日本大震災、タイ洪水等が発生し、本研究の研究目的に直結する複数の新規の問題が提起された。これを受け、東日本大震災が提起した様々な法的問題を踏まえた地震等の巨大リスクが提起しうる問題の考察、自然災害における防災・減災と、民事責任及び保険の関係の考察、とりわけ、巨大リスクに対して、事前・事後でどのような制度設計をし、誰がどのようにそのリスクを負担することが望ましく、そのような制度設計が可能か、巨大リスクを扱う約款解釈のあり方、といった観点も研究対象に含むようになった。

4. 研究成果

(1)第一に、研究代表者が従来から行ってきた、同時多発テロが提起した私法上の問題について研究を深め、数点の研究成果を公表した。

まず、この問題に関する総論として、同時多発テロの問題の全体像を以下の通り論じた(論文、学会発表)。

同時多発テロの直後に、Air Transportation Safety and System Stabilization Act 及び Aviation and Transportation Security Act が制定され、潜在的な不法行為の責任主体(テロリスト以外の航空運送人、航空機製造者、世界貿易センタービルの設計者等)の責任制限を行う一方で、同時多発テロ被害者救済基金を設立し、被害者救済を行った。この被害者救済基金は様々な問題を提起したが、とりわけ、遺族が受給した生命保険給付の控除を基金による給付額から控除する旨の立法が、従来は聖域とされてきた生命保険給付の位置づけに対する問題提起となった。

同時多発テロを受け、再保険会社が一斉にテロに対する免責条項を約款に挿入し、これを受けて、元受保険会社も同様の免責条項を約款に挿入した。これにより、被保険者がテロに対する保険保護を希望しても入手できないか、供給が極めて限定され、保険料も高騰することとなり、テロ保険市場が崩壊するに至った。テロに対する無保険は米国社会の復興における問題となり、連邦政府は、Terrorism Risk Insurance Act of 2002 を制定し、将来のテロのリスクをカバーさせるため、損害保険会社にテロに対する保険の供給を義務づける一方で、連邦政府が、保険業界に対して再保険類似の安全装置を供給することで、テロ保険市場を復活させた。このことは、政府と市場の関係、テロというリスクの性質等に対する問題提起となった。

航空会社等、テロリスト以外の者が民

事責任の主体となる可能性が認識されることで、製造物責任等の不法行為法の分野に影響を与える可能性が指摘された。他方で、米国法のように不法行為法の目的をコストの内部化による損害の最適な抑止に求める場合、テロリスト自身に対する抑止効果がないのは当然であるし、その他の潜在的な責任主体への追加的な抑止効果も考えづらい。このことは、不法行為法の目的との関係では、民事責任を課す根拠に対する問題提起となった。

次に、これらの問題のうち、に対応した各論として、生命保険給付の性質や、複数の給付の調整における議論を参照し、比較法的研究を行った(論文)。日米のいずれにおいても、生命保険給付は、損害賠償や他の給付との関係では調整の対象とならない、いわば聖域との位置づけを与えられてきたが、同時多発テロ被害者救済基金は、生命保険給付を調整の対象とし、従来とは異なる扱いを行った。このことは多くの議論を喚起したが、どの給付主体が主として責任を負担するか、不法行為、私保険、公保険、社会保障という賠償・補償メカニズムの各々が有する内在論理、各種の給付の根拠や不法行為法の目的論との関係、等の観点からなされた米国の議論を研究することで比較法的考察を行い、生命保険の法的位置づけや給付の調整原理に関する研究を行った。

(2)第二に、テロ以外の巨大リスクが提起し、又は提起しうる潜在的な問題について、東日本大震災等の発生を受け、研究を広げた。公表した研究成果として、巨大リスクと保険の関係に関する考察が挙げられる。この研究は、巨大リスクを研究するうえでの複数の着眼点を得ることを目的とするとともに、巨大リスクに対する保険の成立が困難である理由を論じたものである(論文)。

この研究では、最初に、保険法及び現行保険約款における巨大リスクの位置づけについて確認し、生命保険においては、法定免責の戦争についても、約款では、保険金の削減条項を伴うものの担保されている一方で、損害保険においては、保険の種類に応じて、法定免責である戦争のほか、約款では、地震・津波・噴火等が免責とされていることに加え、タイの洪水を受けて洪水保険の供給が減少するなど、テロ同様に、新たに認識されるに至った巨大リスクに対して市場が反応することを確認した。

次に、とりわけ損害保険において、巨大リスクに対する免責条項や引受けの制限などにより、損害保険会社が巨大リスクに対する保険保護を原則的に提供しない理由を考察した。その理由として考えられるのは、リスクの巨大性により新種リスクについてはプーリングが困難であり、既存の保険種目についても準備金枯渇による供給の制限、リス

クの保険料率への反映による需要の減少が考えられ、一度リスクが実現すると短期的にはあれ市場の機能が低下すること、低頻度・高損害であることからの保険システムへの変換の問題とリスク認知の主観性の問題があること、相関性の高さ、複数ラインでの損害の同時発生、損失の巨大性、逆選択やリスク認知の主観性の問題があり、これらの理由によりリスクのプーリングが困難であること、相関性の高さから、リスクを地理的・時間的に十分に分散することが困難であること、損害の防止・軽減が困難であること、の諸点である。

このように、巨大リスクの性質についての総論的な考察を踏まえ、代表的なリスクである戦争、テロ、自然災害のそれぞれについて、リスクの特徴の研究を行った。

(3)第三に、日本の判例や約款の研究を通じて、形成されてきた判例法理、判例における未解決の問題、保険法施行後における判例法理の変化の有無、判例法理や保険法に対応した保険約款の変化等の研究を行った。

判例研究の対象は、交通事故に関する判例を中心とし、損害賠償や給付の調整に関する問題、交通事故の被害者救済システムとしての人身傷害補償保険に関する問題、傷害保険の担保範囲や訴訟における立証責任の問題を主として研究した。

このうち について例を挙げると、交通事故が発生すれば、加害者による損害賠償に加え、加害者の責任保険、被害者側の傷害保険による給付等複数の保険給付が競合することになる。そのため、解釈論と立法論の双方において、被害者に全ての給付の保持を認めるか給付の調整を行うか、調整を行う場合にはどのように調整を行うかが問題となる。たとえば、人身傷害補償保険に基づく保険給付がなされた場合に、保険給付を行った保険者が請求権代位により取得する加害者に対する損害賠償請求権の範囲については判例上争いがあった。

このように、損害賠償と私保険給付、損害賠償と社会保険・社会保障給付、私保険給付と社会保険・社会保障給付が競合することは珍しくなく、その場合に、どのように相互の調整を行うかは、長い間問題とされてきた問題である。論文 は、日本法についてこのような問題意識に基づいて判例法理を分析する一方で、前述(4(1))の米国において同時多発テロをめぐって展開された議論との比較法的考察を行うことで、現在の日本法における給付の調整のあり方に対する問題提起を行ったものである。

(4)これらの研究成果においては、判例や現行の保険約款を前提とした個別の法律問題の解釈論の研究を行うとともに、現に発生し、又は発生することが想定される巨大リスクが、将来的に、どのような問題を提起し、

あるいは提起することが予想されるかの研究を行ったものとまとめることができる。

そこでの成果を総合すると、日本における給付の調整については、その内在論理に関する研究が十分とは言い難いため、解釈論・立法論の双方で研究の蓄積を行う必要があること、従来蓄積されてきた、巨大リスク以外を念頭に置いた議論と、巨大リスクが提起する問題とが、必ずしも対応しているわけではないため、巨大リスクを念頭に置いた解釈論・立法論の研究の蓄積を行う必要があること、複数の事例研究を行い、巨大リスクが提起する問題の全体像を明らかにする必要があること、の三点の結論を得た。

そして、上記の問題についてのさらなる研究を進めることが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

榊素寛「給付の調整における生命保険の位置づけ 同時多発テロ被害者救済基金が提起した問題」落合誠一先生古稀記念『商事法の新しい礎石』掲載予定、査読無し、2014年

榊素寛「保険事故の要件論を巡る最高裁判例・下級審裁判例・学説の緊張関係」損害保険研究、75巻4号、査読無し、2014年、259-310頁

榊素寛「同時多発テロの私法的側面 巨大不法行為・保険・被害者救済の交錯」、岩原紳作＝山下友信＝神田秀樹編集代表『会社・金融・法〔下巻〕』、査読無し、2013年、769-798頁

榊素寛「巨大リスクに対する私法的アプローチ 同時多発テロが提起した問題」、私法、査読無し、75号、2013年、155-157頁

榊素寛「巨大リスクと保険」、MS&AD 基礎研究REVIEW、査読無し、13号、2013年、72-83頁

榊素寛「CGL 保険と D&O 保険における防御費用の配分」旬刊商事法務、査読無し、1961号、2012年、58-62頁

[学会発表](計 2 件)

榊素寛「巨大リスクに対する私法的アプローチ 同時多発テロが提起した問題」、日本私法学会、2012年10月14日、法政大学法学部

永松伸吾、榊素寛、瀬下博之、角松生史「防

災と財産権のコントロール」法と経済学会、2012年7月15日、上智大学法学部

6. 研究組織

(1) 研究代表者

榊素寛 (SAKAKI, Motohiro)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：80313055

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし